# 広島県庁舎敷地有効活用事業 企画提案公募(プロポーザル)評価基準

令和4年10月 広島県

# 目 次

1	審査について	1
2	評価基準について	1
3	評価項目,基準及び配点について	1
4	配点の <b>算</b> 出方法について	2

# 広島県庁舎敷地有効活用事業企画提案公募(プロポーザル)評価基準

#### 1 審査について

広島県総務局資産活用施策公募型プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)において審査を 行います。

#### 2 評価基準について

審査を次のとおり、第一次審査及び第二次審査により行い、評価します。

### (1) 第一次審査【書面審査】

- ア プロポーザル参加者から提出された提案書等に基づき書面審査を実施します。
- イ 審査は総合点数方式により採点するものとし、審査の観点及び配点のウエイトは、「3 評価項目、基 準及び配点について」のとおりとします。
- ウ 審査の結果,上位5者程度を第二次審査の対象とします(参加者数や提案内容により,選定者数は増減することがあります。)。

# (2) 第二次審査【プレゼンテーション審査】

- ア 第一次審査において,選定された者を対象にプレゼンテーションによる審査を実施します。 なお,第一次審査の得点順位は,第二次審査には持ち込みません。
- イ 1 提案者当たりの所要時間は 45 分以内(プレゼンテーション 30 分以内、質疑応答 15 分以内)とします。
- ウ 第二次審査の得点の最上位者を事業運営予定者に、第2位の者を次点事業運営予定者に選定します。

「事業計画」と「事業主体の適格性」の評点の合計(配点 460 点)が6割(276 点/460 点)を超える応募者がいない場合は、事業運営予定者は「該当者なし」とします。また、応募者が1者の場合であっても、「事業計画」と「事業主体の適格性」の評点の合計(配点 460 点)が6割(276 点/460 点)を超える場合には、その応募者を事業運営予定者とします。

# 3 評価項目,基準及び配点について

	評価項目	評価基準	配点
	事業コンセプト	○ 広島県庁舎敷地有効活用事業企画提案公募(プロポーザル) 募集要項(以下「募集要項」という。)の「 <b>1 事業の目的</b> 」 に対して、魅力的なコンセプトが提案されており、明確かつ具 体的に説明されているか。	50 点
	周辺地域との親和性	<ul><li>○ 回遊性や滞留性などの観点を取り入れた事業計画となっているか。</li><li>○ 県庁舎敷地の周辺地域も含め、地域全体の活性化に寄与する提案となっているか。</li></ul>	50 点
事業計画	事業の実現性・継続性	<ul> <li>○ 事業の実施スケジュール及び内容が具体的に示されており、実現可能なものとなっているか。</li> <li>○ 事業計画と収支計画との整合が図られているか。</li> <li>○ 事業リスクを明確に抽出、把握し、そのリスクに対する対応策等が示されているか。</li> <li>○ 長期にわたり、安定的に運営ができる計画・体制となっているか。</li> </ul>	100 点
	利 活 用 県庁第一駐車 計 場敷地	<ul><li>○ 募集要項の「2 事業概要 (3)利活用の概要」に示す利活用策に基づいた、施設コンセプトが明確に示されているか。</li><li>○ 魅力的なデザインとなっているか。</li></ul>	140 点

資料5

•		•		賃科3	
			○ 地産地消の取組に配慮した計画となっているか。		
	利活用計画	対象地① 界庁第一駐	○ SDG s への取組みや地域環境に配慮した計画となっているか。		
			<ul><li>○ AIやIoT, ロボティクスといったデジタル技術とデータを活用し、新たなサービスを提供する計画となっているか。</li></ul>		
			○ 県庁第一駐車場敷地に整備する施設は、緑地化エリアと連携 した、魅力的な利活用となっているか。		
		対象地②,③ 県庁第二駐車 場敷地,税務 庁舎敷地	<ul><li>○ 先進的な技術を生かすなど、利用者にとって利便性の高い計画となっているか。</li></ul>	20 点	
		対象地①-③ 共 通	<ul><li>○ 来庁者及び施設利用者の安全性やユニバーサルデザインに配慮した計画となっているか。</li></ul>	- 10 点	
			○ 災害時における県庁舎周辺滞留者及び近隣住民等への支援に 配慮した計画となっているか。		
		県庁の森, 中庭, 南館前駐車場	○ 県庁第一駐車場敷地と一体利用する等,新たな利活用の計画 となっているか。	30 点	
	代替駐車場の提案		○ 来庁者のための駐車場を税務庁舎敷地での駐車場利用が可能 となるまでの間,県庁舎玄関棟から徒歩7分圏内程度に駐車可 能なスペースを20台以上提案しているか。	10 点	
事業主体の適格性			○ 経営状況が安定し、計画の実現に必要な資金調達能力がある か。	50 点	
77	< /*	*V	<ul><li>○ 本事業と同規模の事業実績があり、本事業においても事業実施が期待できるか。</li></ul>	50 点	
提案価格			<ul> <li>○ 最も高い価格による提案(最高価格)を満点とし、その他の 提案は、最高価格との価格比に基づき、計算する。</li> <li>○ 価格に関する評点は、次により算出します。</li> <li>└価格評点= ①申請者の提案価格 ②最高提案価格</li> <li>※ 小数点第1位まで求め、小数点第2位は切り捨てとしま</li> </ul>	30 点	
			す。 ※ 最高提案価格は,プロポーザル参加者の中で最も高い金額を 提案した者の提案価格のことを指します。		
サウンディング参加実績			令和4年7月25日(月)から29日(金)にかけて実施したサウンディングに参加したか(参加すれば一律10点)。	10 点	
合 計					

## 4 配点の算出方法について

- (1) 合計 500 点を満点として採点を行います(「事業計画」と「事業主体の適格性」の評点 460 点+「提案価格」の評点 30 点+「サウンディング参加実績」の評点 10 点)。
- (2) 「事業計画」と「事業主体の適格性」の採点は、評価項目ごとに各委員が行い、全委員の平均点(小数点第2位以下は四捨五入する。)を採用します。
- (3) ただし、「事業計画」と「事業主体の適格性」のいずれかの評価項目において、著しく劣り、「不適」と判断された提案は、得点にかかわらず失格とすることがあります。
- (4) 得点が同点となった場合は、次の方法により順位を決定します。
  - ア 「事業計画」の得点が高い者を上位とします
  - イ アが同点の場合は、「事業主体の適格性」の得点が高い者を上位とします。
  - ウ イが同点の場合は、抽選により上位を決定しますが、その方法は選定委員会で協議して決定すること とします。